

宇治市未来をつくる食育推進事業補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、別紙「宇治市未来をつくる食育推進事業の考え方」(以下「事業の考え方」という。)に基づき、食を通じた地域との交流の機会を増やすことで、次世代の健全な食生活の実践につなげるため、予算の範囲内において、宇治市未来をつくる食育推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、宇治市補助金等交付規則(昭和48年宇治市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、事業の考え方に基づき、次に掲げる条件を全て満たす事業とする。

- (1)参加者に子どもやその保護者など次世代を含めた事業であること。
- (2)専ら営利を目的とし、公益性を欠く事業でないこと。
- (3)政治活動又は宗教活動を目的とする事業でないこと。
- (4)事業の効果が特定の個人又は申請団体等のみを帰属する事業でないこと。
- (5)事業の主たる内容を外部に委託する事業でないこと。
- (6)その他、市長が補助金の交付対象として適当でないと認める事業でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1のとおりとする。

- 2 補助対象経費においては、補助事業を実施するために必要かつ補助対象期間内に完了した事業について、原則対象とする。
- 3 補助対象経費について、次の各号については補助対象としない。
 - (1)他の補助金等を受けている経費
 - (2)団体等の構成員に対する人件費
 - (3)団体等において通年必要となる消耗品等の経費
 - (4)団体等の構成員の食糧費

(5)その他、市長が適当と認めない経費

(補助金の補助率及び限度額)

第4条 補助金の補助率は10分の10とし、その限度額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本限度額 5万円

(2) 加算額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を上限として前号の額に加算する。

ア 他団体と協働で事業を実施する場合 3万円

イ 宇治市の健康課題である「肥満」に対応した「食」に関する事業または「高血圧」に対応した「適塩」に関する事業を実施する場合 2万円

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

(1)宇治市を中心に活動しているまたは活動予定のある法人、団体又は個人であること。

(2)宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(交付の申請)

第6条 補助事業を実施するために、補助金の交付を受けようとする者は、宇治市未来をつくる食育推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1)事業計画書（様式第2号）

(2)収支予算書（様式第3号）

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更及び承認)

第7条 補助の決定を受けた者は、次に掲げる変更をする場合においては、宇治市未来をつくる食育推進事業補助金変更承認申請書（様式第4号）に

必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1)補助金交付決定額の増額又は20パーセント以上の減額を伴う変更

(2)補助事業の内容の重大な変更

(実績報告)

第8条 補助の決定を受けた者は、補助事業が完了した場合は、宇治市未来をつくる食育推進事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1)実績調書(様式第6号)

(2)精算額明細書(様式第7号)

(3)前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補足)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要事項は市長が定める。

附則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。